

工事請負契約の特名随意契約案件について

中央卸売市場における工事請負契約の専決金額は 200 万円であるため、特名随意契約として契約結果公表の対象となる 250 万円を超える契約を中央卸売市場において締結することはありません。

200 万円を超える契約については契約管財局で契約を行い、その結果は [大阪市電子調達システム](#) 上で公表しています。